

法務省刑総訓第 1 号

検 事 総 長
検 事 長
検 事 正

事件事務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 8 年 3 月 2 3 日

法務大臣 平 口 洋
(公印省略)

事件事務規程の一部を改正する訓令

事件事務規程（平成 2 5 年法務省刑総訓第 1 号大臣訓令）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した規定を加える。

改 正 後	改 正 前
目次 第 1 編 [略] 第 2 編 地方検察庁及び区検察庁における 手続 第 1 章 [略] 第 2 章 捜査 [第 1 節・第 2 節 略] 第 3 節 任意捜査 [第 9 条～第 1 2 条 略] 第 1 3 条 領置 第 1 3 条の 2 電磁的記録の保管	目次 第 1 編 [同左] 第 2 編 地方検察庁及び区検察庁における 手続 第 1 章 [同左] 第 2 章 捜査 [第 1 節・第 2 節 同左] 第 3 節 任意捜査 [第 9 条～第 1 2 条 同左] 第 1 3 条 領置

[第14条・第15条 略] [第4節・第5節 略] 第6節 差押え、搜索及び検証 [第50条～第53条 略] 第54条 検証調書等の作成 第54条の2 秘密保持命令の取消 し	[第14条・第15条 同左] [第4節・第5節 同左] 第6節 差押え、搜索及び検証 [第50条～第53条 同左] 第54条 検証調書等の作成
第55条 [略] [第7節・第8節 略] [第3章～第10章 略] [第3編・第4編 略] 附則 事件事務規程書式例 (保全要請等) 第12条 [略] 2 前項の規定による求めの全部又は一部の 取消しを<u>書面又は電磁的記録</u>とするときは 、保全要請取消書（様式第18号）による 。 3 第1項の場合において、刑訴法第197 条第4項の規定により消去しないよう求め る期間の延長の通知を<u>書面又は電磁的記録</u> とするときは、保全要請期間延長通知書（ 様式第19号）による。 (領置) 第13条 [略] 2 前項の場合において、刑訴法第222条 第1項において準用する<u>刑訴法第120条 第1項</u>の規定により押収品目録を交付する ときは、<u>押収品等目録提供書</u>（様式第22 号）による。 [3・4 略] <u>(電磁的記録の保管)</u> <u>第13条の2 検察官又は検察事務官が電気 通信回線を通じて電磁的記録を検察官又は 検察事務官の管理に係る記録媒体に記録す る方法により任意に提供された電磁的記録</u>	第55条 [同左] [第7節・第8節 同左] [第3章～第10章 同左] [第3編・第4編 同左] 附則 事件事務規程書式例 (保全要請等) 第12条 [同左] 2 前項の規定による求めの全部又は一部の 取消しを<u>書面</u>とするときは、保全要請取消 書（様式第18号）による。 3 第1項の場合において、刑訴法第197 条第4項の規定により消去しないよう求め る期間の延長の通知を<u>書面</u>とするときは、 保全要請期間延長通知書（様式第19号） による。 (領置) 第13条 [同左] 2 前項の場合において、刑訴法第222条 第1項において準用する<u>刑訴法第120条</u> の規定により押収品目録を交付するときは 、<u>押収品目録交付書</u>（様式第22号）によ る。 [3・4 同左] [条を加える。]

を保管したときは、電磁的記録保管調書（様式第23号の2）を作成する。この場合において、電磁的記録を提供した旨の書面を徴するときは、任意電磁的記録提供書（様式第23号の3）による。

2 前条第4項の規定は、前項の規定により電磁的記録を保管したときに準用する。この場合において、前条第4項中「還付又は仮還付」とあるのは「当該電磁的記録を消去」と、「領置調書」とあるのは「電磁的記録保管調書」と読み替えるものとする。

（差押許可状等の請求）

第50条 検察官又は検察事務官は、刑訴法第218条第5項の規定に基づき次の各号に掲げる請求をする場合には、当該各号に定める書面による。

(1) [略]

(2) 電磁的記録提供命令許可状の請求 電磁的記録提供命令許可状請求書（様式第77号）

(3) [略]

2 第16条第3項から第5項までの規定は、差押え、搜索若しくは検証の許可状、電磁的記録提供命令許可状又は身体検査令状を請求する場合に準用する。

（差押調書の作成等）

第51条 検察官又は検察事務官は、次の各号に掲げる処分等をしたときは、当該各号に定める書面を作成し、これに押収品等目録（様式第79号）を添付する。

(1) 刑訴法第218条第1項の規定による差押えをしたとき 差押調書（甲）（様式第80号）

(2) 刑訴法第218条第1項の規定による電磁的記録提供命令をしたとき及び当該電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させたとき 電磁的記録提供命令調

（差押許可状等の請求）

第50条 検察官又は検察事務官は、刑訴法第218条第4項の規定に基づき次の各号に掲げる請求をする場合には、当該各号に定める書面による。

(1) [同左]

(2) 記録命令付差押許可状の請求 記録命令付差押許可状請求書（様式第77号）

(3) [同左]

2 第16条第3項から第5項までの規定は、差押え、搜索若しくは検証の許可状、記録命令付差押許可状又は身体検査令状を請求する場合に準用する。

（差押調書の作成等）

第51条 検察官又は検察事務官は、次の各号に掲げる処分をしたときは、当該各号に定める書面を作成し、これに押収品目録（様式第79号）を添付する。

(1) 刑訴法第218条第1項の規定による差押え 差押調書（甲）（様式第80号）

(2) 刑訴法第218条第1項の規定による記録命令付差押え 記録命令付差押調書（様式第81号）

書（様式第 8 1 号） (3) 刑訴法第 2 2 0 条第 1 項第 2 号の規定による<u>差押えをしたとき</u> 差押調書（乙）（様式第 8 2 号） 2 第 1 3 条第 2 項及び第 4 項の規定は、前項各号に掲げる<u>処分等をした場合</u>に準用する。この場合において、第 1 3 条第 4 項中「<u>還付又は仮還付</u>」とあるのは「<u>還付、仮還付若しくは刑訴法第 2 2 2 条第 1 項において準用する刑訴法第 1 2 3 条第 3 項の規定による交付又は当該電磁的記録を消去</u>」と、「<u>領置調書</u>」とあるのは「<u>差押調書又は電磁的記録提供命令調書</u>」と読み替えるものとする。 （搜索調書の作成等） 第 5 2 条 [略] 2 前項の場合において、<u>刑訴法第 2 2 2 条第 1 項</u>において準用する刑訴法第 1 1 9 条の規定により証明書を交付するときは、<u>搜索証明書（様式第 8 6 号）</u>による。 （秘密保持命令の取消し） <u>第 5 4 条の 2 検察官又は検察事務官が刑訴法第 2 1 8 条第 7 項の規定による秘密保持命令の全部又は一部の取消しを</u>書面又は電磁的記録でするときは、<u>秘密保持命令取消書（様式第 9 3 号の 2）</u>による。 （差押え等の嘱託） 第 5 5 条 第 2 2 条の規定は、令状による差押え、<u>搜索、電磁的記録提供命令、検証又は身体検査を他の検察庁の検察官に嘱託する場合に準用する。</u> （捜査受託） 第 5 8 条 [略] 2 [略] 3 前 2 項の手続が終わったときはその旨を、逮捕、差押え、<u>搜索、電磁的記録提供命令、検証若しくは身体検査をすることがで</u>	(3) 刑訴法第 2 2 0 条第 1 項第 2 号の規定による<u>差押え</u> 差押調書（乙）（様式第 8 2 号） 2 第 1 3 条第 2 項及び第 4 項の規定は、前項各号に掲げる<u>処分をした場合</u>に準用する。この場合において、第 1 3 条第 4 項中「<u>還付又は仮還付</u>」とあるのは、「<u>還付、仮還付又は刑訴法第 2 2 2 条第 1 項において準用する刑訴法第 1 2 3 条第 3 項の規定による交付</u>」と読み替えるものとする。 （搜索調書の作成等） 第 5 2 条 [同左] 2 前項の場合において、<u>刑訴法第 2 2 2 条</u>において準用する刑訴法第 1 1 9 条の規定により証明書を交付するときは、<u>搜索証明書（様式第 8 6 号）</u>による。 [条を加える。] （差押え等の嘱託） 第 5 5 条 第 2 2 条の規定は、令状による差押え、<u>搜索、検証、記録命令付差押え又は身体検査を他の検察庁の検察官に嘱託する場合に準用する。</u> （捜査受託） 第 5 8 条 [同左] 2 [同左] 3 前 2 項の手続が終わったときはその旨を、逮捕、差押え、<u>搜索、検証、記録命令付差押え若しくは身体検査をすることができ</u>
--	--

きず、又は令状を執行することができなかつたときは逮捕状その他の令状を添付してその旨を、囑託をした検察官の属する検察庁に速やかに回答する。 (公告) 第 7 3 条 [略] 2 前項の命令を受けた公判担当事務官は、第三者所有物の没収に関する公告(様式第 1 1 5 号)を作成してこれを検察庁の掲示場に掲示する。この場合において、官報による公告を併せて行うときは当該第三者所有物の没収に関する公告の<u>写し</u>を法務省大臣官房に送付して官報に掲載する手続を依頼し、新聞紙による公告を併せて行うときは検察官が指定した新聞紙に掲載する手続をする。 3 [略] (差押状等の発付後の手続) 第 1 2 8 条 刑訴法第 1 0 6 条の規定により<u>差押状又は搜索状が発せられ、刑訴法第 1 0 8 条第 1 項の規定により検察官が指揮をするときは、令状担当事務官は、令状請求処理簿に所定の事項を登載し、令状に検察官の指揮印を受けて、執行すべき者に交付する。</u> 2 第 1 3 条第 2 項、第 5 1 条第 1 項、第 5 2 条及び第 5 3 条の規定は検察事務官が<u>差押状又は搜索状</u>を執行した場合について、第 2 2 条及び第 5 8 条の規定は<u>差押状</u>又は搜索状の執行の囑託について、それぞれ準用する。 事件事務規程書式例 目次 [様式第 1 号～様式第 2 1 号 略] 様式第 2 2 号 <u>押収品等目録提供書</u> 様式第 2 3 号 領置調書(乙)	ず、又は令状を執行することができなかつたときは逮捕状その他の令状を添付してその旨を、囑託をした検察官の属する検察庁に速やかに回答する。 (公告) 第 7 3 条 [同左] 2 前項の命令を受けた公判担当事務官は、第三者所有物の没収に関する公告(様式第 1 1 5 号)を作成してこれを検察庁の掲示場に掲示する。この場合において、官報による公告を併せて行うときは当該第三者所有物の没収に関する公告の<u>写し 2 部</u>を法務省大臣官房に送付して官報に掲載する手続を依頼し、新聞紙による公告を併せて行うときは検察官が指定した新聞紙に掲載する手続をする。 3 [同左] (差押状等の発付後の手続) 第 1 2 8 条 刑訴法第 1 0 6 条の規定により<u>差押状、記録命令付差押状又は搜索状が発せられたときは、令状担当事務官は、令状請求処理簿に所定の事項を登載し、令状に検察官の指揮印を受けて、執行すべき者に交付する。</u> 2 第 1 3 条第 2 項、第 5 1 条第 1 項、第 5 2 条及び第 5 3 条の規定は検察事務官が<u>差押状、記録命令付差押状又は搜索状</u>を執行した場合について、第 2 2 条及び第 5 8 条の規定は<u>差押状、記録命令付差押状</u>又は搜索状の執行の囑託について、それぞれ準用する。 事件事務規程書式例 目次 [様式第 1 号～様式第 2 1 号 同左] 様式第 2 2 号 <u>押収品目録交付書</u> 様式第 2 3 号 領置調書(乙)
---	---

様式第 2 3 号の 2 電磁的記録保管調書	
様式第 2 3 号の 3 任意電磁的記録提供書	
[様式第 2 4 号～様式第 7 6 号 略]	[様式第 2 4 号～様式第 7 6 号 同左]
様式第 7 7 号 <u>電磁的記録提供命令許可状 請求書</u>	様式第 7 7 号 <u>記録命令付差押許可状請求 書</u>
様式第 7 8 号 [略]	様式第 7 8 号 [同左]
様式第 7 9 号 <u>押収品等目録</u>	様式第 7 9 号 <u>押収品目録</u>
様式第 8 0 号 [略]	様式第 8 0 号 [同左]
様式第 8 1 号 <u>電磁的記録提供命令調書</u>	様式第 8 1 号 <u>記録命令付差押調書</u>
[様式第 8 2 号～様式第 9 2 号 略]	[様式第 8 2 号～様式第 9 2 号 同左]
様式第 9 3 号 過料処分等請求書	様式第 9 3 号 過料処分等請求書
様式第 9 3 号の 2 秘密保持命令取消書	
[様式第 9 4 号～様式第 2 2 5 号 略]	[様式第 9 4 号～様式第 2 2 5 号 同左]
備考 表中の [] の記載及びその標記部分に二重下線を付した規定の標記部分を除く全 体に付した下線は注記である。	

書式例中様式第 1 7 号及び第 2 2 号を次のように改める。

保 全 要 請 書

年 月 日

殿

検 察 庁

検察官 検事

差押えをし、又は電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させるため必要があるので、下記のとおり、通信履歴の電磁的記録を消去しないよう、刑事訴訟法第197条第3項によって求めます。

なお、みだりにこの求めに関する事項を漏らさないよう、同条第5項によって求めます。

記

1 消去しないよう求める通信履歴の電磁的記録

2 消去しないよう求める期間

年 月 日まで

(注意) 本文後段の記載は、必要がないときは削ること。

(用紙 日本産業規格A4)

様式第22号

刑訴規則第96条

規程第13条、第51条、第128条

押収品等目錄提供書

年 月 日

殿

検 察 庁

(官職氏名)

被疑者

に対する

被疑事件につき、

年 月 日

において、

本職は、下記目録の物件を押収し、又は電磁的記録を提供させたので、この目録を提供します。

押 収 品 等 目 録

[illegible][illegible]

- (注意) 1 記録・移転欄は、電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させた場合に記入すること。
2 事例に応じ、不要の文字を削り、必要な訂正を加えて使用すること。

(用紙 日本産業規格 A 4)

書式例中様式第 2 3 号の次に第 2 3 号の 2 及び第 2 3 号の 3 を加える。

[illegible]

(注意) 1 本文には提供された電磁的記録を確認した年月日及び場所を記載すること。
2 符号は、証拠金品総目録によって付ける整理番号である。

(用紙 日本産業規格 A 4)

任意電磁的記錄提供書

年 月 日

検 察 庁

(官職氏名)

殿

住 居

職業

(電話)

氏 名

(歳)

下記電磁的記録を任意に提供します。

提 供 電 磁 的 記 錄

[illegible][illegible]

書式例中様式第 3 9 号、第 7 6 号から第 8 2 号まで、第 8 7 号及び第 8 8 号を次のように改める。

逮捕・令状執行等嘱託書

年 月 日

検 察 庁

検察官 検事 殿

検 察 庁

検察官 検事

下記被 に対する

被 事件につき、

逮 捕 状 に よ る 逮 捕

別紙

状の執行 方を速やかに取り計らわれたく嘱託します。

令状による差押え、搜索、電磁的記録提供命令、検証、身体検査

記

1 氏 名

年 月 日生（ 歳）

2 職 業

3 住 居

（取扱者印 ）

（注意） 事例に応じ、不要の文字を削ること。

（用紙 日本産業規格 A 4）

逮捕・令状執行等嘱託に対する回答書

年 月 日

検 察 庁

検察官 検事 殿

検 察 庁

検察官 検事

次の被 に対する 被 事件につき、

逮 捕 状 に よ る 逮 捕

年 月 日付けをもって嘱託のあった 状の執行 方に

令状による差押え、搜索、電磁的記録提供命令、検証、身体検査

つき、下記のとおり回答します。

氏 名

年 月 日生 (歳)

職 業

住 居

記

(取扱者印)

(注意) 事例に応じ、不要の文字を削ること。

(用紙 日本産業規格A4)

差押

搜索許可状請求書

検証

年

月

日

裁判所

裁判官殿

検察庁

検察官 検事

下記被疑者に対する

被疑事件につき、

許可状の発付を請求する。

記

- 1 被疑者の氏名
- 年 月 日生 (歳)
- 2 差し押さえるべき物
- 3 搜索し又は検証すべき場所、身体若しくは物
- 4 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由
- 5 刑事訴訟法第218条第2項の規定による差押えをする必要があるときは、差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、その電磁的記録を複写すべきものの範囲
- 6 日出前、日没後に行う必要があるときは、その旨及び事由
- 7 犯罪事実の要旨

電磁的記録提供命令許可状請求書

年 月 日

裁 判 所

裁 判 官 殿

検 察 庁

検察官 検事

下記被疑者に対する 被疑事件につき、
電磁的記録提供命令許可状の発付「並びに刑事訴訟法第 218 条第 3 項及び刑事訴訟法第 222 条第 8 項の
許可」を請求する。

記

1 被疑者の氏名

年 月 日生 (歳)

2 提供させるべき電磁的記録

3 提供させるべき者

4 提供の方法

5 7 日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由

「6 刑事訴訟法第 218 条第 3 項の許可の必要があるときは、その事由及び同項の規定により漏らしては
ならない旨を命ずべき期間

7 立ち入るべき住居、邸宅、建造物又は船舶

8 日出前、日没後に、前記 7 の住居等に立ち入って令状の提示をする必要があるときは、その旨及び事
由

6「9」 犯罪事実の要旨

(注意) 1 事例に応じ、不要の文字を削り、必要な訂正を加えて使用すること。
2 「」内は、刑訴法第 218 条第 3 項又は刑訴法第 222 条第 8 項の許可を請求する場合に用
いること。

(用紙 日本産業規格 A4)

身体検査令状請求書

年 月 日

裁 判 所

裁 判 官 殿

検 察 庁

検察官 検事

下記被疑者に対する 被疑事件につき、下記の者に
対する身体検査令状の発付を請求する。

記

1 被疑者の氏名

年 月 日生 (歳)

2 身体検査を受ける者

氏 名

年 齢

年 月 日生 (歳) 性別

職 業

住 居

健康状態

3 身体検査を必要とする理由

4 検査すべき身体の部位

5 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由

6 日出前、日没後に行う必要があるときは、その旨及び事由

7 犯罪事実の要旨

様式第 79 号

刑訴法第222条、第120条
刑訴規則第96条
規程第51条、第53条、第128条

[illegible]

- (注意) 1 符号は、証拠品総目録によって付ける整理番号である。
2 記録・移転欄は、電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させた場合に記入すること。
3 押収若しくは電磁的記録を提供させた後直ちに押収物等の一部若しくは全部を処分したとき又は
刑法第102条の2第1項第1号ロに掲げる方法による提供のときは、備考欄にその旨記入すること。

(用紙 日本産業規格 A 4)

差 押 調 書 (甲)

年 月 日

検 察 庁

(官職氏名)

被疑者 に対する 被疑事件につき、
本職は、 年 月 日付け 裁判所 裁判官
の発した差押許可状を 以示して、下記のとおり差押えをした。

記

1 差押えの日時

年 月 日 午 時 分から 午 時 分まで

2 差押えの場所

3 差押えの目的たる物

4 差押えの立会人 (住居、職業、氏名、年齢)

5 差押えをした物

別紙押収品等目録記載のとおり

6 差押えの経過 (刑事訴訟法第218条第2項の規定による差押えをした場合又は同法第222条第1項において準用する同法第110条の2の規定による処分をした場合には、その旨及び経過)

(注意) やむを得ない理由により令状を示すことができなかったときは、その理由を付記すること。

(用紙 日本産業規格A4)

電磁的記録提供命令調書

年 月 日

検 察 庁

(官職氏名)

被疑者 に対する 被疑事件につき、
本職は、 年 月 日付け 裁判所 裁判官
の発した電磁的記録提供命令許可状を 示した上、下記のとおり電磁的記録
提供命令をし「、電磁的記録を提供させ」た。

記

- 1 電磁的記録提供命令の日時及び場所
(1) 電磁的記録提供命令の日時

(2) 電磁的記録提供命令の場所

「 2 電磁的記録の提供を受けた日時及び場所
(1) 電磁的記録の提供を受けた日時

(2) 電磁的記録の提供を受けた場所 」

2 「 3 電磁的記録を提供することを命じられ「、提供させ」た者 (住居、職業、氏名、年齢)

「 4 提供させた電磁的記録及び提供の方法
別紙押収品等目録記載のとおり 」

3 「 5 刑事訴訟法第 2 1 8 条第 3 項の規定による命令をした場合には、その日時、場所、経過等

4 「 6 電磁的記録提供命令「及び当該電磁的記録提供命令による電磁的記録提供」の経過

(注意) 1 やむを得ない理由により令状を示すことができなかったときは、その理由を付記すること。
2 「 」内は、電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させた場合に用いること。
3 事例に応じ、不要の文字を削り、必要な訂正を加えて使用すること。

差 押 調 書 (乙)

年 月 日

検 察 庁

(官職氏名)

被疑者 に対する 被疑事件につき、
本職は、刑事訴訟法第 条の規定により被疑者を逮捕するに当たり、その現場において、
下記のとおりに差押えをした。

記

- 1 差押えの日時
- 年 月 日 午 時 分から 午 時 分まで
- 2 差押えの場所
- 3 差押えの目的たる物
- 4 差押えの立会人（住居、職業、氏名、年齢）
- 5 差押えをした物
- 別紙押収品等目録記載のとおり
- 6 差押えの経過（刑事訴訟法第222条第1項において準用する同法第110条の2の規定による処分をした場合には、その旨及び経過）

搜索差押調書(甲)

年 月 日

検 察 庁

(官職氏名)

被疑者 に対する 被疑事件につき、

本職は、 年 月 日付け 裁判所 裁判官

の発した捜索差押許可状を に示して、下記のとおり捜索差押えをした。

記

- 1 搜索差押えの日時
- 年 月 日 午 時 分から 午 時 分まで
- 2 搜索差押えの場所、搜索した身体又は物
- 3 搜索の目的たる人又は搜索差押えの目的たる物
- 4 搜索差押えの立会人（住居、職業、氏名、年齢）
- 5 差押えをした物
- 別紙押収品等目録記載のとおり
- 6 搜索差押えの経過（刑事訴訟法第218条第2項の規定による差押えをした場合又は同法第222条第1項において準用する同法第110条の2の規定による処分をした場合には、その旨及び経過）

(注意) やむを得ない理由により令状を示すことができなかったときは、その理由を付記すること。

(用紙 日本産業規格 A 4)

捜 索 差 押 調 書 (乙)

年 月 日

検 察 庁

(官職氏名)

被疑者 に対する 被疑事件につき、
本職は、刑事訴訟法第 条の規定により被疑者を逮捕するに当たり、その現場において、
下記のとおり搜索差押えをした。

記

- 1 搜索差押えの日時
年 月 日 午 時 分から 午 時 分まで
- 2 搜索差押えの場所、搜索した身体又は物
- 3 搜索差押えの目的たる物
- 4 搜索差押えの立会人 (住居、職業、氏名、年齢)
- 5 差押えをした物
別紙押収品等目録記載のとおり
- 6 搜索差押えの経過 (刑事訴訟法第 222 条第 1 項において準用する同法第 110 条の 2 の規定による処分をした場合には、その旨及び経過)

書式例中様式第 9 3 号の次に第 9 3 号の 2 を加える。

秘 密 保 持 命 令 取 消 書

年 月 日

殿

検 察 庁

検察官 検事

年 月 日に電磁的記録提供命令をした際、みだりに当該電磁的記録提供命令を受けたこと及び当該電磁的記録提供命令により提供を命じられた電磁的記録を提供し又は提供しなかったことを漏らしてはならない旨の命令をしましたが、その必要がなくなったので「、下記の電磁的記録につき、電磁的記録提供命令を受けたこと及び当該電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供した（提供しなかった）ことを漏らしてはならない部分について」、刑事訴訟法第218条第7項によって、その命令を取り消します。

「記」

- (注意)
- 1 事例に応じ、不要の文字を削り、必要な訂正を加えて使用すること。
 - 2 「 」内は、刑訴法第218条第3項の規定による命令の一部の取消しをする場合に用いること。

(用紙 日本産業規格A4)

書式例中様式第 9 7 号及び第 1 1 9 号を次のように改める。

処 分 通 知 書

年 月 日

殿

検 察 庁

検察官 検事

貴殿から 年 月 日付けで告訴^訴のあった次の被疑事件は、下記のとおり処分したので通知
します。

記

1 事 件 番 号 年 検 第 号

2 処分年月日 年 月 日

3 罪 名

4 処 分 区 分

起 訴	不 起 訴	中 止
	検 察 庁	へ移送
	家庭裁判所	へ送致

5 備 考

- （注意）
- 1 事例に応じ、不要の文字を削り、必要な訂正を加えて使用すること。
 - 2 告訴（発）人に郵送して交付するときは、必要に応じ配達証明郵便によること。
 - 3 記名押印の上、通知すること。

（用紙 日本産業規格A4）

不起訴処分理由告知書

年 月 日

殿

検察庁

検察官 検事

貴殿の請求により下記のとおり告知します。

記

貴殿から 年 月 日付けで告^訴発^発のあった 被疑事件の

不起訴処分理由は、次のとおりです。

（不起訴処分の理由）

年 検 第 号

- （注意）
- 1 事例に応じ、不要の文字を削り、必要な訂正を加えて使用すること。
 - 2 「（不起訴処分の理由）」欄には、裁定主文を記載すること。
 - 3 記名押印の上、通知すること。

（用紙 日本産業規格A4）

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和7年法律第39号。以下「改正法」という。）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行日前に改正法第1条の規定による改正前の刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第106条又は第218条第1項の規定により記録命令付差押えに係る令状が発せられた場合における当該記録命令付差押えをしたときの書面の作成、他の検察庁の検察官への嘱託及び他の検察庁の検察官からの受託については、なお従前の例による。
- 3 書式例中この訓令により改正した様式は、当分の間、改正前の様式によるものを適宜修正して使用することができる。